

化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制に関する事項 (平成19年10月2日化学物質・汚染物質専門調査会決定)

(総則)

第1条 化学物質・汚染物質専門調査会の運営については、「食品安全委員会専門調査会運営規程」(平成15年7月9日食品安全委員会決定。以下「運営規程」という。)その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによる。

(幹事会)

第2条 化学物質・汚染物質専門調査会に、幹事会を置き、幹事会の議決をもって化学物質・汚染物質専門調査会の議決とする。

2 幹事会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

一 化学物質・汚染物質専門調査会において調査審議すべき事項について、部会を指定して調査審議させること。

二 前号により部会が調査審議した結果について調査審議すること。

三 その他化学物質・汚染物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。

3 幹事会は、化学物質・汚染物質専門調査会及び部会の座長並びに化学物質・汚染物質専門調査会の座長が指名する専門委員により構成する。

4 幹事会に、座長を置き、化学物質・汚染物質専門調査会の座長がその職務を行う。

5 幹事会の座長は、幹事会の事務を掌理する。

6 幹事会の座長に事故があるときは、幹事会に属する専門委員のうちから幹事会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(部会)

第3条 化学物質・汚染物質専門調査会に、化学物質部会、汚染物質部会及び清涼飲料水部会のほか、幹事会が必要と認めた部会を置く。

2 部会は、幹事会が指定する事項について調査審議する。

3 部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、化学物質・汚染物質専門調査会の座長が指名する。

4 部会に座長を置き、当該部会に属する専門委員のうちから、化学物質・汚染物質専門調査会の座長が指名する。

5 部会の座長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会の座長に事故があるときは、当該部会に属する専門委員のうちから化学物質・汚染物質専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 部会の座長は、必要と認めるときは、当該部会に属さない専門委員に対し、当該部会に出席を求めることができる。

(雑則)

第4条 この決定に定めるもののほか、化学物質・汚染物質専門調査会の運営に関し必要な事項は、化学物質・汚染物質専門調査会の座長が化学物質・汚染物質専門調査会に諮って定める。